

水道料金システム更新事業受注候補者選定委員会設置要領

(目的)

第1条 この要領は、水道料金システム更新事業（以下、「本事業」という。）について、公募型プロポーザル方式により最も適した事業者を公正に選定するため、受注候補者選定委員会（以下、「委員会」という。）の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、検討及び評価を行う。

- (1) 本事業提案書のヒアリングへの出席
- (2) 本事業提案書の審査及び特定
- (3) 前号に掲げるもののほか、事業者の選定に関して必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員は、プロポーザル参加希望者との接触を避けなければならない。

(委員長)

第4条 委員会は委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故等があった場合は、予め委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席により成立とする。
- 3 対面による会議が難しい場合や議事内容が軽易な場合は、インターネット回線による会議や書面による会議で実施することも可能とする。
但し、この場合においても、委員の過半数の参加により成立とする。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。
- 5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 原則、会議は非公開とし、委員を含め、会議に出席した者は、外部に会議内容を漏らしはならない。

(事務局)

第6条 委員会の会議資料の作成や庶務を行わせるために、事務局を業務課に置く。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、選定委員会が別に定める。

別 紙

水道料金システム更新事業 受注候補者選定委員会委員構成

選定結果通知時に公表